

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター

研修に関する規則

(目的)

第 1 条 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター(以下「当法人」という。)定款第 4 条で定める目的を達成するため、同第 7 条第 1 号で定める正会員(以下「正会員」という。)の研修について次条以下に定める。

(研修担当部署)

第 2 条 当法人の研修については、その統括を当法人本部が、実施を支部が行う。
2 支部設置前の研修実施については、都道府県行政書士会の協力を求めて行う。

(研修の種類)

第 3 条 当法人は、次に定める研修を行う。

- (1) 入会前研修
- (2) 更新研修
- (3) その他必要な研修

(研修カリキュラム及び研修時間数)

第 4 条 前条第 1 号の研修カリキュラム及び研修時間数は別表 1 の通りとする。

- 2 前条第 2 号の研修カリキュラムは別表 2 の通りとする。
- 3 前条第 3 号の研修は研修・相談委員会が定める。

(研修講師)

第 5 条 研修講師は、正会員その他、必要に応じて、家庭裁判所職員、公証人、自治体職員、医療関係者等に依頼する。

(研修支援体制)

第 6 条 支部が実施する研修について、必要な支援は研修・相談委員会が決定し、理事会に報告する。

(既実施研修との関係)

第 7 条 都道府県行政書士会及び当法人と目的を同じくする既存の一般社団法人・NPO 等で受講した研修については、その内容について報告を受けた上で、移行措置を講ずる。移行措置の内容については、実施状況を勘案の上、研修・相談委員会が定め、理事会に報告する。

(入会前研修の有効期間)

第 8 条 入会前研修の有効期間は、受講開始日から 2 年間とする。

- 2 前項の期間内に入会申込をしなかった場合には、再度入会前研修を受講しなければならない。

(研修修了者の取り扱い)

第 9 条 研修修了者の管理については、支部が行う。修了証を発行する場合は、支部でこれを発行する。

(附則) 本規則は、平成22年9月2日から施行する。

(附則)

1 本規則は、平成24年8月1日から施行する。

2 第8条第1項の有効期間については、平成24年7月31日までに受講を開始した場合には適用せず、受講終了後2年間とする。

(附則) 本規則は、平成24年9月1日から施行する。

別表 1

科目名	時間数	内容
行政書士と成年後見活動（倫理）	3～4時間	行政書士としての成年後見への関わり方について、特に倫理面を重点的に学ぶ。
成年後見制度概論	3～4時間	成年後見制度の全体像や基本的な考え方について学ぶ。
法定後見制度の基礎と実務	3～4時間	法定後見制度の全体像と、専門職後見人の実務について学ぶ。
任意後見制度の基礎と実務	3～4時間	任意後見制度の全体像と、専門職後見人の実務について学ぶ。
財産管理の実務	1. 5～2時間	成年後見制度で必須の財産管理について、職業後見人としての取り組み姿勢と方法について学ぶ。
身上監護の実務	1. 5～2時間	職業後見人として取り組む身上監護業務について学ぶ。
認知症に関する基本理解	1. 5～2時間	認知症を発症する疾病や、対応について学ぶ。
知的障がい及び精神障がいに関する基本理解	1. 5～2時間	知的障がいや精神障がいについて、基本的な知識と対応の仕方を学ぶ。
高齢者福祉の基礎	1. 5～2時間	介護保険法等について学ぶ。
障害者福祉の基礎	1. 5～2時間	障害者自立支援法等について学ぶ。
成年後見制度に関わる諸制度	3～4時間	成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業、消費者被害への対応、親亡き後の問題他について学ぶ。
法定後見事例研究	3～4時間	法定後見制度の実践事例から、実際の後見人としての取り組みを学ぶ。
任意後見事例研究	3～4時間	任意後見制度の実践事例から、実際の後見人としての取り組みを学ぶ。

別表 2

科目名	時間数	内容
法定後見事例研究	8～10時間	実践事例について、講義形式、ゼミ形式等の方法を通じて学び、後見人としての能力向上を目指す。
任意後見事例研究		
相談を受ける際の心構え		
業務管理報告書の作成について		
地域での活動について		